◎新潟県告示第1473号

知事がその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年２月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成26年11月25日から実施する。

平成26年10月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表
(1)　（略）
(2)　福祉保健部関係
<table>
<tr><th></th><th>証　　明</th></tr>
<tr><td>1
～
7</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>8</td><td><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>第36条の８第１項の規定による登録販売者試験に係る合格証明</td></tr>
</table>
(3)～(9)　（略）
</td><td>
別表
(1)　（略）
(2)　福祉保健部関係
<table>
<tr><th></th><th>証　　明</th></tr>
<tr><td>1
～
7</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>8</td><td><u>薬事法</u>第36条の８第１項の規定による登録販売者試験に係る合格証明</td></tr>
</table>
(3)～(9)　（略）
</td></tr>
</table>